

下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う県議会議員の選挙区の特例に関する条例及び県議会議員の定数等に係る人口の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第74号

下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う県議会議員の選挙区の特例に関する条例及び県議会議員の定数等に係る人口の特例に関する条例を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 下閉伊郡川井村の宮古市編入に伴う県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成21年岩手県条例第72号）
- (2) 県議会議員の定数等に係る人口の特例に関する条例（平成23年岩手県条例第1号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。